

船橋市地域活動支援センター指定管理者内部評価 評価結果シート

施設名	船橋市地域活動支援センター
指定管理者	NPO 法人船橋こころの福祉協会
評価対象年度	令和6年4月1日～令和7年3月31日
所管課	保健所 保健総務課

総合評価	評価の理由
A	<p>事業計画に基づく評価表の評価項目において 36 項目中、S評価 1 項目、A評価 35 項目となり、概ね事業計画どおり管理運営がなされていたためA評価とした。</p> <p>利用者のニーズを踏まえ、新しいプログラムを取り入れたり、ピアサポート育成事業の強化に努めたりしており、創意工夫した事業展開を実施している。</p>

※総合評価は「施設所管課による評価」だけを対象に評価する

※総合評価で評価項目が混在する場合の基準は下記「総合評価の基準」を適用します

総合評価の基準	
S	事業計画に基づく評価表の評価項目がS・Aいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合以上である
A	事業計画に基づく評価表の評価項目がS・Aのいずれかで構成されており、Sの割合がAの割合未満である 事業計画に基づく評価表の評価項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合以上である
B	事業計画に基づく評価表の評価項目がS・Aのいずれか及びBで構成されており、S・Aの割合がBの割合より少ない 事業計画に基づく評価表の評価項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合以上である
C	事業計画に基づく評価表の評価項目がS・A・Bのいずれか及びCで構成されており、S・A・Bの割合がCの割合より少ない
D	上記に関わらず、事業計画に基づく評価表の評価項目内に一つでもDがある場合

項目別評価状況	
S	事業計画以上の優れた管理運営がなされている
A	概ね事業計画どおりに管理運営がなされている
B	概ね事業計画どおりに管理運営がなされているが、一部軽易な改善事項あり
C	事業計画どおりの管理運営がなされておらず、早急な改善を要する
D	指定の取消しをせざるを得ないような不適切な管理運営がなされている

品質管理把握状況

各種報告書の提出状況の確認	基本協定書に定める期日内に確認
現地把握調査	時機に応じて実施
意見交換会の実施	毎月第4水曜日に実施
利用者アンケート	令和6年12月下旬～令和7年1月下旬
事業報告書提出日	令和7年5月16日
ヒアリング実施日	令和8年2月4日

指定管理者による自己評価	記 入 日	令和8年1月14日
保健総務課による評価	評 価 日	令和8年2月4日

<項目別評価表>

評価項目	指定管理者による自己評価	施設所管課による評価	施設所管課による評価の理由
中項目 適切な運営管理			
小項目 1. 基本方針の理解			
(1)施設の設置目的を十分に理解し管理運営の基本方針を明文化したうえで、管理運営を行っている	A	A	仕様書および基本協定書の管理運営に関する基本方針により管理運営を行っている他、利用者に分かりやすいようパンフレットおよびホームページで周知啓発を行っている。
(2)施設目的や管理運営の基本方針を全職員に周知し、実行している	A	A	職員が常に目にすることができるよう、事務所内に管理運営の基本方針を掲示している他、常勤および非常勤職員で実施するミーティングにおいて毎月管理運営の基本方針の読み合わせを実施している。
(3)設置目的や管理運営の基本方針を利用者にも周知している	A	A	新規登録の説明の際に重要事項説明書等を提示しながら利用者に説明をしている。
小項目 2. 事業計画			
(1)事業計画書により説明のあった事業を年度計画し実施することで、利用者へ効果が図られている	A	A	事業計画書のとおり、事業を実施している。感染予防策は継続し利用者の安心安全を踏まえながら、社会復帰と自立、社会参加の促進に繋がる事業を実施している。
小項目 3. その他の事業 1指定相談支援事業に関する計画			

評価項目	指定管理者による自己評価	施設所管課による評価	施設所管課による評価の理由
(1)指定特定相談支援について、その目的に沿ったものとなっている	A	A	障害者が抱える個々の問題や希望を踏まえつつ適切なサービス利用に繋がるよう支援をしている。またサービス等利用計画に対しては、モニタリングをして訪問等で支援している。
(2)指定一般相談支援について、その目的に沿ったものとなっている	A	A	精神科病院や入所施設に出向き障害者に個別面会をした上で地域移行へ繋げる支援を実施している。本人との関係構築や課題の整理、ニーズを踏まえながら地域移行支援を実施している。
2創作的活動、生産活動の提供に関する計画			
(1)地域活動支援センター I 型の設置目的にかなない、利用者へ効果が図られる事業が実施されている	A	A	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加促進のため、パソコンや料理等のプログラムを実施している。勉強会や報告会等を通じてピアサポーターによる活動を強化している。ピアスタッフは2名体制で実施。仕事をしている利用者の登録が増えていることから、働く人同士の交流会を2か月に1回日曜日に実施する等、利用者の状況に沿った事業が実施されている。
3地域との交流に関する計画			
(1)地域の方々との交流を深め、障害者への理解が得られるような活動を行っている	A	A	地域住民の障害者への理解や施設の周知のため夏見地区社協まつりで利用者が作成した絵画を展示したり、高根地区民協に出席しリーフレットやカレンダーを用いて周知啓発を実施している。
(2)市民が身近な相談機関として利用できるような活動をしている	A	A	夏見地区社協まつりや民協に参加しパンフレットや施設作成のカレンダーを配布し市民にとって身近な相談機関となるよう周知を行っている。

評価項目	指定管理者による自己評価	施設所管課による評価	施設所管課による評価の理由
4利用者の拡大に関する計画			
(1)利用者のニーズを把握するため、定期的に利用者アンケートを実施している	A	A	事業計画どおり毎年利用者に対しアンケートを実施している。アンケートは、手渡し、郵送の他、令和6年度からはオンラインでの回答を開始するなど、回答手段を複数用意し、回答しやすいよう配慮している。アンケート結果から利用者のニーズを踏まえ、プログラムを提供している。
(2)利用者の平均利用の確保に反しない管理運営を行っている	A	A	年1回、利用者の誕生日に面談を実施しニーズの把握や課題整理、生活状況、家族状況の変化等を聴取して個々に支援している。
(3)施設や事業に関心を持ってもらうため、積極的なPR・広報活動を行っている	A	A	ホームページやリーフレット、作成したカレンダーで広く周知啓発を行い、一般相談や利用登録につながるよう努めている。
5社会復帰、就労指導その他希望する計画			
(1)利用者の社会復帰への援助のために効果的な計画や活動となっているか	A	A	年1回利用者の誕生日に面接を実施し、課題やニーズを共有した上で計画の修正や必要な支援を行っている。また、自立に向けて「自立生活を考える会」や「病気を語る会」のプログラムを実施する等、社会復帰プログラムを取り入れている。
(2)地域生活や福祉的就労、一般就労などの支援のため関係機関との連携について強化している	A	A	社会復帰や就労意欲の向上、自立へ繋がるよう、就労移行支援事業所職員を講師として招き、出張での就労セミナーを実施している。プログラムの期間を検討し、利用者が参加しやすいよう工夫している。

評価項目	指定管理者による自己評価	施設所管課による評価	施設所管課による評価の理由
6利用者の登録に関する計画			
(1)利用登録にあたり、利用される方がスムーズに手続できるように配慮されている	A	A	登録面談時には障害特性に応じた対応を心掛けている。また、安心してスムーズな登録ができるよう面接場面に必要に応じて家族や支援者の立会いも行っている。登録の流れについてリーフレットや法人ホームページに簡潔にわかりやすく記載している。
7その他の計画			
(1)施設の設置目的にかない、従来から実施している事業にこだわることなく、常に新しい事業を模索している	S	S	家族の交流会を毎年実施している。令和6年度は、利用者の年代を限定した家族の交流会を開催するなど、より家族のニーズに沿った内容となっている。また、社会資源の情報提供など、具体的な対応をすることができている。他市のピアサポーターとの交流や歌の発表など、新たな取り組みを積極的に取り入れている。
(2)他の類似施設の研究を行い、有意義かつ実現可能な事業等については積極的に取り入れる等の企業努力を行っている。	A	A	ピアサポート育成事業の強化に努めており、勉強会や活動の報告会、啓発講座を実施し、ピアサポーターが主体で活動できるような機会を設けている。
小項目 4. 事業管理計画 1職員の配置、勤務体制			
(1)施設の管理運営に必要な人数・人材が見込まれ適正な雇用、労働条件となっている	A	A	関係条例および要綱に規定する必要な人数を満たしており、労働条件チェックシートを踏まえた労務管理を行っている。

評価項目	指定管理者による自己評価	施設所管課による評価	施設所管課による評価の理由
(2)運営管理に際し、責任者や各職員の業務分担が明確になっており、指揮命令系統が確立されている。	A	A	事業計画どおり責任者や職員の業務分担を定め、協定書第7条で定める管理業務従事者通知書を期限内に提出している。また緊急時連絡網を毎年作成し市に提出しており、必要に応じて市と連絡をとりながら管理運営を行っている。
(3)市の承諾なしに、第三者に対して業務の一部委託をしていない	A	A	事業計画どおり指定管理者で管理業務を行っており、第三者に対して業務の一部委託は行っていない。
(4)些細な報告であっても、常に市と連絡が取れる体制ができている	A	A	基本協定書に基づき、施設の備品や消耗品の損傷や異常、利用者への連携支援等について随時市と連絡を取りながら必要な報告書を提出している。また毎月実施している登録会議の前後で管理運営上必要事項について情報交換を行っている。
2職員の研修計画			
(1)職員の教育、研修の実施など資質の向上に向けた計画があり行われている	A	A	管理運営に必要な苦情解決や障害者虐待防止・権利擁護研修、相談支援従事者研修、県や市主催の研修に参加している。また、施設主催の研修も実施している。
(2)公の施設であることを常に念頭に置き、公平な接遇対応なされている	A	A	管理運営の基本方針を職員が見やすいよう事務所内に掲示している他、常勤および非常勤職員で実施するミーティングにおいて毎月管理運営の基本方針の読み合わせを実施しており、それを踏まえ公平な接遇対応を行っている。
(3)会議や研修等への参加により知り得た情報技術や知識を、全職員で共有できる取り組みがセンター内でなされている	A	A	会議や研修等に参加した職員は速やかに復命書を作成し、回覧しており職員が共有できるようにしている他、必要に応じて伝達研修を実施している。
3施設維持管理計画			

評価項目	指定管理者による自己評価	施設所管課による評価	施設所管課による評価の理由
(1)建物、設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持がなされている	A	A	担当者を決め、定期的に建物の異常の点検や備品・消耗品、防災用品等の点検を、チェックリストを元に行っている。
(2)備品や設備に異常が見られた場合速やかに市に報告している	A	A	基本協定第 19 条に基づき、備品損傷及び修繕交換が必要な場合は直ちに報告するとともに、市と対応について協議をしている。
(3)公の施設としての経費の節減について配慮がなされている(市が負担することとなる光熱水費等について)	A	A	昼休みは消灯しフリースペースでの節電に努めている。必要に応じ冷暖房は切っている。
小項目 5. その他管理運営に関する計画			
1個人情報保護計画			
(1)個人情報保護の取り組みや関係法令の遵守などが適切に行われている	A	A	事業計画書のとおり個人情報保護担当職員を配置し、基本協定書第 29 条及び業務仕様書を遵守し、適正に管理及び処理を行っている。
(2)個人情報漏えい、き損、滅失及び改ざんの防止、その他の個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じている。	A	A	個人情報が入った文書や USB は鍵のかかるロッカーに保管しており、USB にはパスワードをかけている。またインターネット上で個人情報を取扱わないようにしている。
(3)個人情報の収集については、あらかじめ取り扱う目的を明確にし、必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行っている	A	A	契約書、重要事項説明書、リーフレット等に個人情報を取り扱う目的を明記しており、新規登録時に書類を提示しながら説明している。
2緊急・災害時の対応計画			
(1)利用者の安全確保と災害時等の対応について、迅速かつ適切な対応が図られるよう体制が整えられている	A	A	同建物内の防災訓練に参加したり、防災プログラムを実施したりしている。BCP も作成している。
3苦情への対応計画			

評価項目	指定管理者による自己評価	施設所管課による評価	施設所管課による評価の理由
(1)苦情の未然防止に向けた取り組みや苦情対応時の対応が適正に行われている	A	A	施設内の受付カウンター外に意見箱を設置し利用者の意見や要望等を把握するよう努めている。内容として利用者からの相談もあり個別に対応している。フリースペースの掲示板に意見に対する回答を掲示している。
4事故防止への計画			
(1)安心安全に利用できる施設とするための取り組みや配慮がなされている	A	A	備品や消耗品、鍵等、点検担当職員がチェックリストを用いて点検を行っており、異常があれば施設長に報告をしている。ヒヤリハットは共有している。
(2)事故発生時には適切かつ迅速に対応し、適切な報告がされている、また発生後は再発防止に努めている	A	A	事故発生時には緊急連絡網により、職員同士や法人理事長、市に連絡が入る体制となっている。
5収支計画			
(1)施設の管理運営に係る経費が的確に見込まれており健全な運営が確保されている	A	A	人件費の上昇があったものの、繰越しから充当している。特定相談や指定一般相談の収入を見込みつつ健全な運営が確保されている。
小項目 6. 職員に対する労働条件等の対応			
(1)労働関係法令を遵守している	A	A	労働関係法令は、改善に取り組み、法令は遵守されている。